⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　施工実績

①　平成10年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、２社の場合出資比率が30％以上、３社の場合20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

②　同種工事とは、「建築一式工事（新築）」のうち鉄筋コンクリート造の施工実績を有すること。

⑹　配置予定技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級建築士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　技術士（建設部門）の資格を有する者。

イ　建設業法第15条第２号で定められている者のうち１級建築士、１級建築施工管理技士以外の者とする。

②　平成10年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　特定ＪＶの代表者は配置予定技術者が上記⑹①の工事経験を有する者であること。また、代表者以外の構成員の配置技術者は必要な経験は求めない。

⑺　技術提案が適正であること。

技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年３月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案及びヒアリング）」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングのための追加資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を付与する。

③　「加算点」の算出方法は、技術提案及びヒアリングについて評価した結果、得られた「評価点数の合計値」の最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じて按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ－１型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}　／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　技術提案について

①　技術提案の作成　技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　技術提案における条件　設計条件及び現場条件等の詳細は入札説明書による。

③　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑷　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

但し、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取り扱いを行う。

①　違約金の徴収

②　工事成績評定点の減点措置

なお、詳細は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第二係　石川　正之　電話098―866―0031　（内線81341）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成25年７月22日から平成25年９月13日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。

②　場所　上記４の⑴と同じ。

③　その他　配付資料は無料である。

⑶　申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出

①　提出期間　平成25年７月22日から平成25年８月15日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。

②　場所　上記４の⑴と同じ。

③　提出方法　上記①期間までに電子入札システムにより提出を行うこと。

なお、申請書及び資料が、３ＭＢを超える場合の提出方法については、提出必要書類一式（申請書及び資料）を紙形式により持参又は郵送（書留郵便等の配送記録が残るものに限る。平成25年８月15日17時15分必着）することが出来るが、申請書及び資料のうち技術提案書（様式１～２）については受付期間内に電子入札システムに登録すること。

④　紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上①、②と同じ

⑤　その他

ア　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

ウ　提出された申請書及び資料は返却しない。